

・解説の法令は令和2年度第2回（令和3年3月）実施日の内容となっています。

解答&ポイント解説

令和2年度第2回運行管理者試験問題（貨物）

問題	解答	ポイント解説
問1	1, 4	1. 運送事業法第9条（事業計画の変更）第3項。 2. 「遅滞なく」⇒「あらかじめ」。運送事業法第9条（事業計画の変更）第3項。 3. 「あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない」⇒「国土交通大臣の認可を受けなければならない」。運送事業法第9条（事業計画の変更）第1項。 4. 運送事業法第11条（運賃及び料金等の掲示）第1項。
問2	4	1. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑧。 2. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑫。 3. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑭。 4. 運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるのは、貨物自動車運送事業者の業務。安全規則第3条（過労運転の防止）第4項。・安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項③。
問3	A-② B-② C-② D-①	1. 安全規則第3条（過労運転の防止）第2項②。 2. 安全規則第3条（過労運転の防止）第3項。 3. 安全規則第3条（過労運転の防止）第6項。 4. 安全規則第3条（過労運転の防止）第7項。
問4	1, 2	1. 安全規則第7条（点呼等）第1項。 2. 安全規則第7条（点呼等）第4項・「安全規則の解釈及び運用」第7条第2項（5）。 3. 2日間にわたる運行であるが、2日目に乗務後の点呼を対面で行うため、中間点呼を行う必要はない。安全規則第7条（点呼等）第3項。 4. 乗務終了後の点呼においては、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認についての報告・確認は必要ない。安全規則第7条（点呼等）第2項。

問題	解答	ポイント解説
問5	3, 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 落下事故は、速報する必要がない。 2. 死傷事故のうち、2人以上の死者又は5人以上の重傷者を生じたものについては速報を要するが、選択文の事故は該当しないため、速報する必要はない。事故報告規則第4条（速報）第1項②・③。 3. 事故により5人が重傷を負っており、「死傷事故」に該当するため速報しなければならない。事故報告規則第4条（速報）第1項②ロ。 4. 事業用自動車の転覆により、積載物が漏えいした場合は、速報しなければならない。事故報告規則第4条（速報）第1項④。
問6	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第4項。 2. 安全規則第8条（乗務等の記録）第1項⑦。 3. 安全規則第9条（運行記録計による記録）第1項③。 4. 事業用自動車に係る事故であるため、物損事故であっても「事故の記録」として記録しなければならない。安全規則第9条の2（事故の記録）第1項。
問7	1, 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第17条（運転者）第1項③。 2. 安全規則第16条（乗務員）第1項④・安全規則第17条（運転者）第1項⑧。 3. 点検の必要性があると認められる場合だけではなく、必ず点検しなければならない。安全規則第17条（運転者）第1項④・⑤。 4. 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時に変更が生じた場合には、携行している運行指示書へ変更内容を記載しなければならない。安全規則第17条（運転者）第1項⑦。
問8	2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第8条（乗務等の記録）第1項⑥イ。 2. 事業用自動車の大きさに関係なく、すべての事業用自動車について、偏荷重の防止及び荷崩れ等による落下の防止のために必要な措置を講じなければならない。安全規則第5条（貨物の積載方法）第1項。 3. 安全規則第9条の4（適正な取引の確保）第1項。 4. 運送事業法第64条（荷主への勧告）第1項。
問9	3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両法第13条（移転登録）第1項。 2. 車両法第15条（永久抹消登録）第1項。 3. 自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置に確実に取り付ける。車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項・施行規則第8条の2（自動車登録番号標の表示）第1項。 4. 車両法第11条（自動車登録番号標の封印等）第5項。

問題	解答	ポイント解説
問10	2, 4	1. 自動車検査証は当該自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。 2. 車両法第40条（自動車の構造）第1項①・③。 3. 「1ヵ月ごと」⇒「3ヵ月ごと」。点検基準 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）。 4. 施行規則第44条（自動車検査証の有効期間の起算日）第1項。
問11	A-② B-① C-① D-①	1. 車両法第47条（使用者の点検及び整備の義務）第1項。 2. 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。 3. 車両法第49条（点検整備記録簿）第1項・第3項・点検基準第4条（点検整備記録簿の記載事項等）第2項。
問12	4	1. 保安基準第9条（走行装置等）第2項・告示の基準。 2. 保安基準第43条の8（事故自動緊急通報装置）第1項。 3. 保安基準第38条の2（大型後部反射器）第1項。 4. 「夜間150メートル」⇒「夜間200メートル」。保安基準第43条の2第1項・告示の基準。
問13	1	1. 同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときは、その行為をしようとする3秒前に合図を行う。道交法施行令第21条（合図の時期及び方法）第1項②。 2. 道交法施行令第21条（合図の時期及び方法）第1項①・③。 3. 道交法第52条（車両等の灯火）第1項・道交法施行令第19条（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）第1項。 4. 道交法第31条の2（乗合自動車の発進の保護）第1項。
問14	3, 4	1. 「5メートル以内」⇒「3メートル以内」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項①。 2. 「3メートル以上」⇒「3.5メートル以上」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第2項。 3. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。 4. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項⑥。

問題	解答	ポイント解説
問15	A－③ B－② C－⑤ D－④	1. 道交法施行令第11条（一般道路の最高速度）第1項。 2. 道交法第75条の4（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の3（高速道路の最低速度）第1項。 3. 設問の車両は、乗車定員30名以上の大型バスであるため、高速道路での最高速度は100km/hとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項④。 4. 設問の車両は、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上の大型トラックであるため、高速道路での最高速度は80km/hとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項①・道交法第3条（自動車の種類）第1項・道交法施行規則第2条（自動車の種類）
問16	3	1. 道交法第75条（自動車の使用者の義務等）第1項⑥。 2. 道交法第57条（乗車又は積載の制限等）第1項。 3. 「当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨」⇒「当該荷主に対し、当該違反行為をしてはならない旨」。道交法第58条の5（過積載車両の運転の要求等の禁止）第2項。 4. 道交法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限等）第1項③イ・④イ。
問17	1, 2	1. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の2。 3. 積載物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかにそれらの物を除去する等道路の危険防止のため必要な措置を講ずること。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項④の2。 4. 本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において、当該自動車を運転することができなくなったときは、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。道交法第75条の11（故障等の場合の措置）第1項。
問18	2	1. 労基法第12条（平均賃金の定義）第1項。 2. 当事者間の合意がある場合であっても、労基法で定める労働条件の基準を理由として、労働条件を低下させてはならない。労基法第1条（労働条件の原則）第2項。 3. 労基法第22条（退職時等の証明）第1項。 4. 労基法第3条（均等待遇）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問19	3	1. 労基法第36条（時間外及び休日の労働）第1項。 2. 労基法第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）第1項。 3. 使用者は、4週間を通じ4日以上の日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。労基法第35条（休日）第1項・第2項。 4. 労基法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第1項。
問20	A-① B-① C-① D-①	1. 改善基準第4条第4項。 2. 改善基準第4条第5項。
問21	2, 3	1. 拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間の合計時間をいう。改善基準第4条第1項。 2. 改善基準第4条第2項。 3. 改善基準第4条第1項⑤。 4. 「1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上」⇒「1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上」。特例基準1（1）。
問22	4	1. 改善基準に定める1日についての最大拘束時間は16時間である。水曜日の拘束時間が17時間で最大拘束時間の16時間を超えているため、最大拘束時間に違反する勤務がある。 2. 勤務終了後の休息期間は継続して8時間以上であること。水曜日の休息期間が7時間で8時間未満であるため、改善基準に違反している。 3. 1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内である。月曜日～金曜日までのうち15時間を超えるのは、月曜日（16時間）、水曜日（17時間）、木曜日（16時間）の計3回となり、改善基準に違反している。 4. 水曜日の拘束時間が17時間で、月曜日～金曜日のうち、最も拘束時間が長い。

問題	解答	ポイント解説
問23	2, 3	<p>各選択肢の「5日間すべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間」を求めると次のとおりとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5日間すべての日を特定日としても、2日を平均して1日当たり9時間を超える日はない。 4日目を特定日とした場合、「特定日（10時間）と特定日の前日（9時間）」の平均運転時間は9.5時間。「特定日（10時間）と特定日の翌日（9時間）」の平均運転時間も9.5時間となり、いずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。 3日目を特定日とした場合、「特定日（10時間）と特定日の前日（9時間）」の平均運転時間は9.5時間。「特定日（10時間）と特定日の翌日（9時間）」の平均運転時間も9.5時間となり、いずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。 5日間すべての日を特定日としても、2日を平均して1日当たり9時間を超える日はない。
問24	<p>適－2, 4 不適－1, 3</p>	<ol style="list-style-type: none"> 不適：車庫と営業所が離れている場合や出庫・帰庫が早朝・深夜であり、運行管理者が出勤していない場合などは「運行上やむを得ない場合」には含まれないため、電話による点呼はできない。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項（1）。 不適：「18時間以内」⇒「16時間以内」。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項（5）①ウ。
問25	2, 3, 4	<ol style="list-style-type: none"> 「自動車の速度差が大きい場合」⇒「自動車の速度差が小さい場合」。
問26	<p>適－1, 4 不適－2, 3</p>	<ol style="list-style-type: none"> 不適：法令で定められた必要な定期健康診断の項目を、運転者が自ら受けた健康診断が充足している場合は、法定健診として代用できるため、運転者からその結果を証明する書面の提出の申し出があった場合は、認めなければならない。 不適：脳血管疾患は、定期健康診断では容易に発見することができない。定期健康診断において脳血管疾患及び心臓疾患に関連する血圧、血糖値等の検査項目に異常の所見があると診断された労働者に対し、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要に応じてさらに精密検査等を受けるよう指導する。

問題	解答	ポイント解説
問27	<p>適－ 2, 3 不適－ 1, 4</p>	<p>1. 不適：交通事故の再発を未然に防止するためには、運転者の人的要因とともに、事故が発生した要因について様々な角度から情報を収集し、調査や事故原因の分析を行うことが必要である。</p> <p>4. 不適：適性診断は、運転者の運転行動や運転態度の長所や短所を診断し、運転のクセ等に応じたアドバイスを提供するためのもので、運転者を選任する際の判断材料ではない。</p>
問28	<p>A－① B－② C－①</p>	<p style="text-align: center;">_____</p>
問29	<p>ア－ 3 イ－ 1</p>	<p>ア. 「大型貨物自動車等通行止め」と「高さ制限」の道路標識が設置されている道路を通行する。「大型貨物自動車等通行止め」は、大型貨物自動車（車両総重量11,000kg以上又は最大積載量6,500kg以上）、特定中型自動車（車両総重量8,000kg以上11,000kg未満又は最大積載量5,000kg以上6,500kg未満）は通行できない。選択肢1は大型貨物自動車、選択肢2は特定中型自動車にそれぞれ該当するため通行できない。また、「高さ制限」は3.3m以下であれば通行できる。選択肢3の事業用トラックは高さ3.00m、車両総重量7,370kg、最大積載量3,500kgの中型トラックであり、2つの標識の条件を満たしているため、運行に適した車両となる。道交法第3条（自動車の種類）。</p> <p>イ. C料金所からD料金所までの走行距離135km、走行時間1時間30分から、平均速度を計算する。1時間30分は90分（60分+30分）と考える。</p> <p style="text-align: center;">平均速度＝距離÷時間</p> $=135\text{km} \div \frac{90}{60} \text{時間} = \frac{135\text{km} \times 60}{90} = 90\text{km/h}$ <p>アで選んだ中型トラックの高速道路での最高速度は100km/hであるため、適している。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項④。</p>

問題	解答	ポイント解説
問30	2, 3	<p>改善基準第4条第1項②・③・④・⑤・特例基準4(3)。</p> <p>1. 各日の「1日についての拘束時間及び休息期間」は次のとおりとなる。</p> <p>◎拘束時間は、1日目14時間(17時間(始業5時～終業22時)－フェリー乗船時間4時間+翌日1時間)、2日目13時間30分、3日目13時間30分、4日目13時間となり、最大拘束時間の16時間を超えているものはない。</p> <p>◎1日目の休息期間は、特例基準4(3)により、フェリー乗船時間は休息期間として取り扱うため、与えられるべき休息期間(8時間)から減らすことができる。ただし、その場合には、減算後の休息期間(4時間)は、フェリー下船時刻(14時30分)から勤務終了時刻(22時)までの間の時間(7時間30分)の2分の1(3時間15分)を下回ってはならない。したがって、1日目の休息期間は6時間で、3時間15分以上あたえられているため適切となる。2日目10時間30分、3日目12時間30分となり、休息期間は改善基準に違反していない。</p> <p>◎したがって、1日についての拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していないため、交替運転者を配置する必要がない。</p> <p>2. 1日目から4日目までのすべての日を特定日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間を求めると、次のとおりとなる。</p> <p>◎2日目を特定日としたとき、「特定日(2日目)+特定日の前日(1日目)」が9.75時間、「特定日(2日目)+特定日の翌日(3日目)」が9.5時間となり、いずれも9時間を超えているため、改善基準に違反する。</p> <p>◎3日目を特定日としたとき、「特定日(3日目)+特定日の前日(2日目)」が9.5時間、「特定日(3日目)+特定日の翌日(4日目)」が9.25時間となり、いずれも9時間を超えているため、改善基準に違反する。</p> <p>◎したがって、すべての日を特定日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準に違反しているため、交替運転者を配置する必要がある。</p> <p>3. 連続運転時間を求めると次のとおりとなる。</p> <p>◎1日目は左から順に、1時間運転後に1時間の中断、3時間運転後にフェリー乗船4時間、3時間運転後に30分の中断、2時間運転後に45分の中断、1時間運転後に乗務終了しているため改善基準に適合している。</p> <p>◎2日目は左から順に、1時間運転後に1時間の中断で改善基準に適合しているが、この後の運転時間が合計4時間30分となる。連続運転時間が4時間を超えており、この運転時間に付随する中断時間が15分のみのため、改善基準違反となる。</p> <p>◎連続運転時間が改善基準に違反するかどうかを判断する問題であり、2日目が改善基準に違反しているため、3日目と4日目は省略する。</p> <p>◎したがって、2日目の連続運転時間が改善基準に違反しているため、交替運転者を配置する必要がある。</p>